

V. その他配慮すべき事項

【指針本文】

V. その他配慮すべき事項

1. 受注者等の責務

各発注者は、発注関係事務の実施に当たり、品確法第8条に「受注者等の責務」が規定されていることを踏まえ、以下に示す内容等については特に留意する。

受注者は、契約された工事及び業務を適正に実施する必要があり、元請業者のみならず全ての下請業者を含む工事及び業務を実施する者は、**下請契約を締結するときは**、建設業法等関連法令にも留意し、下請業者に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した**適正な額の請負代金及び適正な工期や履行期限を定める**ものとする。

技能労働者の処遇向上や法定福利費を適切に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、法定福利費及び労務費を内訳明示した見積書や、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の活用促進を図るなど、発注者と連携して、建設業法その他工事及び業務に関する諸法令を遵守しない企業等の不良不適格業者の排除及び当該企業等への指導を徹底する。

ICT等を活用した工事及び業務の効率化による生産性の向上に努める。

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用等技能労働者の処遇改善を図る取組に留意しつつ、受注者は、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びに労働条件、労働環境の改善に努める。

2. その他

本指針の記載内容について、各発注者の理解、活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ**解説資料を作成**することとしており、適宜参照の上、発注関係事務の適切な実施に努める。

また、本指針を踏まえ、**国の機関が要領、ガイドライン等を作成**した場合はこれも参照することとする。

【解説】

○ 受注者等の責務¹⁾

品確法の第8条に「受注者等の責務」が規定された。

【品確法第8条に規定される受注者等の責務】

第八条 受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事等を適正に実施しなければならない。

2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

3 受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に

係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

○下請契約を締結するときは適正な請負代金及び適正な工期や履行期限を定める

国土交通省では、工事及び業務を実施する者が下請契約を締結する場合に、下請業者に使用される技術者、技能労働者等の労働条件や労働環境が適正に整備されることを促進するための取り組みを試行。

【国土交通省発注工事における労働賃金改善への取り組み】

○一般社団法人 日本建設業連合会(日建連)は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけるため「労務費見積り尊重宣言」を2018年(平成30年)9月18日に表明し、元請企業による労務賃金改善に関する取り組みが行われている。
○これを踏まえ、関東地方整備局の発注工事において、建設業の労務賃金改善に関する取り組みを推進するため、総合評価方式や工事成績評定においてインセンティブを付与するモデル工事を試行する。

○対象工事：当面、本通知以降に公告する**一般土木工事(WTO対象工事で段階的選抜方式)**を対象とする。

○試行内容

(1)総合評価方式における技術評価内容

①「労務費見積り尊重宣言」の確認

- ・発注者は、入札契約手続きの審査基準日までに、
入札・契約参加企業が「**労務費見積り尊重宣言**」を決定・公表した事実を確認

② 労務費(労務賃金)を内訳明示する旨を記した誓約書の確認

- ・発注者は、入札・契約手続き参加企業から提出された**誓約書**を確認

①②の両方も満たす場合

⇒ **加点:1点**

(2)工事成績評定(工事完成検査/成績評定時)

- **元請企業と下請企業間の見積書**を確認
(下請金額3,500万円以上の1次下請を対象とし確認(数社を抜き取りで確認))

① 労務費(労務賃金)が内訳明示されていない場合

⇒ **減点** (落札者が総合評価方式の技術評価において加点された場合のみ)

② 見積書に加え注文書に**労務費(労務賃金)**が内訳明示されている場合

※ 工事完了検査時において「**労務費見積り尊重宣言**」を公表した事実を確認できること

⇒ **加点** (受注者が総合評価方式の技術評価において加点されていない場合でも、工事完成検査時において(2)②を満たす場合は加点対象とする)

出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 建設生産・管理システム部会(令和元年度 第2回)」(令和2年2月国土交通省)

(参考法令等)

- i) 品確法 第8条(受注者の責務)

〇建設キャリアアップシステムの構築 ^{1) 2)}

運用指針において、建設キャリアアップシステムの活用等による技能労働者の処遇改善を図る等の取り組みに努めることとされている。

【建設キャリアアップシステムの概要】

- 〇「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- 〇若い世代に**キャリアパスと処遇の見通し**を示し、**技能と経験に応じ給与を引き上げ**、将来にわたって建設業の担い手を確保し、ひいては、建設産業全体の**価格交渉力・競争力を向上**させるもの
- 〇また、**労務単価の引き上げや社会保険加入の徹底**といった、これまでの技能者の処遇改善の取組をさらに加速させるもの
- 〇平成31年4月より「本運用」を開始。**初年度で100万人**、**5年で全ての技能者の登録**を目標

<建設キャリアアップシステムの概要>



出典) 国土交通省作成資料

また、建設キャリアアップシステムの活用については、基本方針において以下のとおり定められている。

【建設キャリアアップシステムの活用】

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

2 受注者等の責務に関する事項

(中略)

特に技能労働者の労働環境の適正な整備に当たって受注者は、「建設キャリアアップシステム(CCUS)」について、活用促進に向けた発注者の取組とも連携しつつ、下請業者に対し、その利用を促進すること等により、個々の技能労働者が有する技能や経験に応じた適正な評価や処遇を受けられるよう労働環境の改善に努めるものとする。国は、受注者における技術者、技能労働者等の育成及び確保を促進するため、「建設キャリアアップシステム」の利用環境の充実・向上に努めるなど技能労働者の技能や経験に応じた適切な処遇につながるような労働環境の改善を推進するとともに、関係省庁が連携して、教育訓練機能を充実強化すること、子供たちが土木・建築を含め正しい知識等を得られるよう学校におけるキャリア教育・職業教育への建設業者の協力を促進すること、女性も働きやすい現場環境を整備すること等必要な措置を講ずるものとする。

出典) 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」

(令和元年10月閣議決定)

さらに、適正化指針においては、以下のとおり定められている。

【建設キャリアアップシステムの活用】

第2 5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(6) 適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保に関すること

公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工を確保するためには、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた処遇を受けられるよう、公共工事に従事する技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備が図られることが重要である。技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実・向上に努めるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たってその利用が進められるよう努めるものとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和元年10月閣議決定)

○ 解説資料を作成

解説資料は、指針本文の理解・活用の促進とともに、指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とするため、公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議事務局(国土交通省)が作成するものであり、機動的に見直しを行うものである。

(運用指針の構成については、「運用指針の概要及び作成経緯 II.(1)運用指針の全体構成」P.8~を参照)

○ 国の機関が要領、ガイドライン等を作成

本指針を踏まえ、国の機関が要領、ガイドライン等を作成した場合はこれも参照することとしているが、既に各発注者において作成、運用中の要領等が、本指針に規定する内容を踏まえたものである場合にその運用を妨げるものではない。

(参考資料)

- 1)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(令和元年10月閣議決定)
- 2)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和元年10月閣議決定)